

简析合同违约预期利益的认定和计算规则

预期利益是指合同在履行以后可以实现和取得的利益。合同当事人的主要目的在于，通过交易牟取预期利益；如果一方违约，则给对方造成的损失将不仅包括实际损失，还可能包括预期利益损失。2012 年 07 月 01 日起施行的《[最高人民法院关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释](#)》(以下简称“《解释》”)中规定了合同违约预期利益的认定和计算规则，主要包括可预见规则、减损规则、过失相抵规则以及损益相抵规则。本文结合《合同法》和《解释》的相关规定，对前述规则做简要的分析介绍。

1. 可预见规则

根据《合同法》第 113 条的规定，损失赔偿额不得超过违反合同一方订立合同时预见到或者应当预见到的因违反合同可能造成的损失。即，违约方仅对其在订立合同时能够预见到的损失承担赔偿责任，而对不可预见的损失不承担赔偿责任。

该规则包含四个要素：

- 1) **预见主体**：预见损失的主体为违约方，而不是受损方。
- 2) **预见时间**：违约方订立合同时，而不是违约时。司法实践中，有时候很难追溯违约方在订立合同之时的预见状态，法官有可能以违约时的预见状态为基准。在理论界，也有人主张以违约时作为预见时间，认为这样更能使预期利益和实际损失相符。
- 3) **预见内容**：违约可能造成的损失。对此，一种观点认为，违约方在订立合同时只要可以预见到违约可能造成的损失类型，不论实际产生的损失数额高低，违约方均需要对该类型损失承担赔偿责任。另一种观点认为，如果违约方不仅预见到损失类型，还预见到了大致的损失数额，对于过分高于预见损失数额的部分，违约方不需要承担赔偿责任。
- 4) **预见标准**：可以预见到或者应当预见到。司法实践中，通常是以一个合理人的标准来判断违约方能否预见，但也会考虑受损方披露的信息（是否已经向违约方告知合同目的、可能的违约损失）、违约方的经验（对合同标的物的了解程度、对合同目的的认识）、合同对价（通常情况下，合同对价越高，承担的预见责任越大）等进行综合考量。

契約の違約における予想利益の認定および計算ルールについての簡潔な分析

予想利益とは、契約を履行した後で実現し取得できる利益をいう。契約当事者の主な目的は、取引を通じて予想利益を追求することであり、もしも当事者の一方が違約した場合、相手方にもたらす損失には、実際の損失が含まれるだけでなく、予想利益の損失も含まれると考えられる。2012 年 7 月 1 日から施行された「[売買契約紛争案件の審理に適用する法律に関する最高人民法院による解釈](#)」(以下「解釈」という)の中では、契約の違約における予想利益の認定および計算ルールが定められているが、主には、**予見可能性ルール、損失拡大防止ルール、過失相殺のルールおよび損益相殺のルール**が含まれる。本文では、「契約法」および「解釈」の関係規定と併せて、前述のルールについて簡潔に分析し紹介する。

1. 予見可能性ルール

「契約法」第 113 条の規定によると、損失賠償額は、契約違反当事者の一方が契約締結時に予見したまたは予見すべきであった契約違反によりもたらされるであろう損失を上回ってはならないとされている。つまり、違約当事者は、自己が契約締結時に予見できた損失についてのみ賠償責任を負うものであり、予見できなかった損失については賠償責任を負わないというものである。

このルールには、4 つの要素が含まれる。

- 1) **予見主体**：損失を予見する主体は違約当事者であって、損失を被った当事者ではない。
- 2) **予見時期**：違約当事者が契約を締結した時点であり、違約時ではない。司法の実践においては、違約当事者の契約締結時における予見状態を過去に遡って確認するのが難しいことから、裁判官は、違約時の予見状態を基準とすることもあると思われる。理論の次元においては、違約時を予見時期としたほうが、予想利益と実際の損失を一層一致させることができるとの主張もある。
- 3) **予見内容**：違約によってもたらされるであろう損失。これについては、違約当事者が契約締結時に、違約がもたらすであろう損失の分類を予見できさえすれば、実際に生じた損失額の大きさを問わずして、違約当事者はいずれもこの分類の損失について賠償責任を負わなければならないという見方もある。また、違約当事者は損失の分類だけでなく、おおまかな損失金額についても予見した場合、予見した損失金額を過度に超えた部分については、違約当事者は賠償責任を負う必要はないという別の見方もある。
- 4) **予見基準**：予見できること、または予見すべきであること。司法実践においても、通常は、一人の一般的な人間の基準で違約当事者が予見できるかどうかを判断するが、損害を被った当事者が

開示する情報(すでに違約当事者に契約目的、考えられる違約損失を告知しているかどうか)、違約当事者の経験(契約対象物に対する把握状況、契約目的に対する認識)、契約対価(通常、契約対価が高ければ高いほど、負担する予見責任は大きくなる)などについても総合的に勘案することになる。

2. 減損規則

根据《合同法》第 119 条的规定，没有采取适当措施致使损失扩大的，不得就扩大的损失要求赔偿。即，受损方不得就其本可采取适当措施予以避免的损失获得赔偿。理论上认为，受损方没有采取适当措施导致损失扩大，这部分损失是由受损人自己的不作为造成，与违约方的违约行为不存在因果关系，违约方不需要对这部分损失负责。

减损规则的适用条件如下：

- 1) 受损方客观上可以采取适当措施防止损失扩大，即受损方有能力、有可能采取适当措施。
- 2)
- 3) 受损方未采取适当措施导致了损失的扩大。这包括两种情况，一种是受损方可以采取适当措施而没有采取任何措施；一种是受损方采取了措施但是不适当。对于前一种，比较容易认定。对于后一种，存在如何判断受损方采取的措施是否适当的问题。实践中，可以从受损方采取措施时的主观心理、采取减损措施的时机、方法和支出的费用等进行判断。需要强调的是，只要受损方采取了适当措施，即便没有达到减损的效果，违约方也不得以受损方可以选择其他更有效的措施来减损为由提出抗辩；对于受损方因采取适当措施产生的费用，违约方也不得以没有达到减损的效果为由拒绝支付。

3. 过失相抵规则

根据《解释》第 30 条的规定，买卖合同当事人一方违约造成对方损失，对方对损失的发生也有过错，违约方可以主张扣减相应的损失赔偿额。即，受损方对违约损失的发生或扩大亦有过错时，可以

2. 損失拡大防止ルール

「契約法」第 119 条の規定によれば、適切な措置を講じなかったために損失を拡大させてしまった場合、拡大した損失について賠償を求めてはならないとされている。つまり、損失を被った当事者は、もともと適切な措置を講じていれば回避できた損失については、賠償を獲得してはならないのである。理論上の認識として、損失を被った当事者が適切な措置を講じなかったために損失を拡大させてしまった場合、その部分の損失については、損失を被った当事者自身的不作為によりもたらされたものであって、違約当事者の違約行為とは因果関係が存在せず、違約当事者はこの部分の損失については責任を負う必要はないというものである。

損失拡大防止ルールの適用条件は以下の通りである。

- 1) 損失を被った当事者は、客観上は、損失の拡大を防止する適切な措置を講じることができ、つまり、損失を被った当事者には、適切な措置を講じるための能力、可能性がある。
- 2) 損失を被った当事者が適切な措置を講じなかったために損失の拡大を招いてしまった。これには 2 通りの状況が考えられ、一つは損失を被った当事者が適切な措置を講じられるのに如何なる措置も講じなかったというケース。もう一つは、損失を被った当事者が措置は講じたがそれが適切ではなかったというケースである。前者のケースに対しては、比較的容易に認定できるが、後者のケースについては、損失を被った当事者が講じた措置が適切でなかったかどうかをどのように判断するのかという問題が存在する。実践においては、損失を被った当事者が措置を講じた際の主観的心理、損失拡大防止措置を講じたタイミング、方法および支出した費用などから判断することができる。ただし、損失を被った当事者が適切な措置を講じさえすれば、かりに損失拡大防止の効果はなかったとしても、違約当事者は、損失を被った当事者がもっと有効な措置を選択して損失の拡大を防止できることを理由に抗弁することはできないことに注意したい。損失を被った当事者が、適切な措置を講じたために発生した費用について、違約当事者は、損失拡大防止の効果かなかったことを理由に支払いを拒否してもならない。

3. 過失相殺のルール

「解釈」第 30 条の規定によると、売買契約の当事者の一方が違約したことで相手方に損失をもたらした場合で、相手方もその損失の発生について過失があったとき、違約当事者は、係る損失賠償額の控除を主張すること

减轻违约方的赔偿责任。

过失相抵规则的适用条件包括：受损方有过错，其过错包括故意和过失两种形态；受损方的过错行为促成损失的发生或扩大。即，受损方的过错行为与违约方的违约行为共同作用造成了损害结果的发生，此时可根据受损方的过错程度，减轻违约方的赔偿责任。

4. 损益相抵规则

根据《解释》第 31 条的规定，买卖合同当事人一方因对方违约而获有利益，违约方可以主张从损失赔偿额中扣除该部分利益。即，受损方基于损失发生的同一原因而获得利益时，则损害赔偿额应扣除其所获得的利益。

损益相抵规则适用的条件包括：受损方因违约行为不仅遭受了损失，而且获得了一定的利益（例如，标的物残余价值）；受损方的损失与利益应是基于同一违约行为产生，获得利益与违约行为之间存在因果关系。

需要提醒的是，预期利益的认定和计算，主要适用于生效合同在履行阶段的违约责任所引起的赔偿责任。对于无效合同、缔约阶段的合同、成立未生效阶段的合同等，通常不适用预期利益。此外，如果合同当事人在合同中已经约定预期利益的数额和计算方法的，通常情况下，应优先适用约定，而非上述的认定和计算规则。

（里兆律师事务所 2012 年 10 月 19 日整理编写）

ができる。つまり、損失を被った当事者は、違約による損失の発生またはその拡大について、自己もその過失がある場合、違約当事者の賠償責任を軽減することができる。

過失相殺ルールの適用条件として、損失を被った当事者に過失があり、その過失には故意および過失という 2 通りの形態が含まれていること、損失を被った当事者の過失行為が損失の発生または拡大を招いていることである。つまり、損失を被った当事者の過失行為と違約当事者の違約行為が共に作動して損害結果の発生をもたらした場合、損害を被った当事者の過失の度合いに応じて、違約当事者の賠償責任を軽減することができる。

4. 損益相殺のルール

「解釈」第 31 条の規定によると、売買契約の当事者の一方が、相手方の違約により利益を獲得した場合、違約当事者は、損失賠償額の中からこの部分の利益の控除を主張することができる。つまり、損失を被った当事者が損失発生と同一の原因のために利益を獲得した場合、損失賠償額からは自己が獲得した利益が控除されることになる。

損益相殺ルールを適用する条件として、損失を被った当事者が違約行為により損失を被っただけでなく、一定の利益（たとえば、対象物の残余価値）も獲得していること、損失を被った当事者の損失と利益は、同一の違約行為によって生じたものであり、利益の獲得と違約行為との間に因果関係が存在していることである。

なお、予想利益の認定と計算は、主には効力が生じている契約を履行する段階での違約責任により生じた賠償責任に適用される。無効契約、契約締結段階にある契約、成立したが効力が生じていない段階での契約などについては、通常、予想利益は適用されない。また、契約当事者が契約中で予想利益の金額と計算方法をすでに約定している場合には、通常、上記の認定および計算ルールではなく、その約定が優先して適用されることになる。

（里兆法律事務所が 2012 年 10 月 19 日付で作成）